

平成 29 年 6 月 29 日

平成 29 年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度国立研究開発法人農業・食品総産業技術総合研究機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1-1 調達の現状と要因の分析

（１）平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 1,255 件、契約金額 192 億円である。このうち、競争性のある契約は 1,065 件（全体の 84.9%）、173 億円（全体の 90.1%）、競争性のない随意契約は 190 件（全体の 15.1%）、20 億円（全体の 10.4%）となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は 16 件増（9.2% 増）となった。しかしながら金額は 1 億円減（4.7% の減）となっている。件数の増加については、主に、特殊な研究機器の保守管理業務であって、当該機器のメーカーや代理店に相手方が特定されるものなど、改正した契約事務実施規則に規定した随意契約によることができる具体的なケースに照らし増加したことによるものであり、契約の適正は確保している。また、金額の減少については、主に特許権、著作権等を有している特定の相手方に対し、電算システムのプログラム改良等の業務を契約したものが減少したことによるものである。

平成 28 年度の競争性のない随意契約の類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ①長期継続契約（公共料金等） | 85 件 11.0 億円（81 件 10.6 億円） |
| ②企画競争・公募により採択された共同研究機関
との試作業務等の契約 | 47 件 2.1 億円（30 件 3.2 億円） |
| ③特許権、著作権等を有している特定の相手方との契約 | 9 件 0.6 億円（34 件 3.4 億円） |

④国または地方公共団体から指定された処理業者との契約

2 件 0.1 億円 (8 件 0.6 億円)

⑤特殊な研究機器の保守管理業務の契約

27 件 2.2 億円 (0 件 0 億円)

⑥その他(土地借料ほか)

20 件 3.3 億円 (21 件 3.1 億円)

表 1 平成 28 年度の農研機構の調達全体像

単位：(件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(80.2%) 1,003	(52.1%) 101	(67.4%) 846	(45.8%) 88	(△15.7%) △157	(△12.9%) △13
企画競争・公募	(5.9%) 74	(37.1%) 72	(17.5%) 219	(43.8%) 84	(295.9%) 145	(16.7%) 12
競争性のある契約(小計)	(86.1%) 1,077	(89.2%) 173	(84.9%) 1,065	(90.1%) 173	(△1.1%) △12	(△0.2%) △0.4
競争性のない随意契約	(13.9%) 174	(10.8%) 21	(15.1%) 190	(10.4%) 20	(9.2%) 16	(△4.7%) △1
合 計	(100.0%) 1,251	(100.0%) 194	(100.0%) 1,255	(100.0%) 192	(0.3%) 4	(△1.0%) △2

(注 1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 3) 「競争入札等」には、競争入札の結果による不落随意契約を含む。

(注 4) 平成 27 年度の係数は、旧農業生物資源研究所、旧農業環境技術研究所及び旧種苗管理センターの係数を合算したものである。(表 2 も同様)

(2) 平成 28 年度の競争性のある契約 (1,065 件、173 億円) のうち、一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 410 件 (全体の 39.8%)、契約金額は 33 億円 (全体の 19.9%) である。

平成 27 年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は 3 件減 (0.7%の減)、金額は 3 億円増 (10%の増) となっている。

支出の契約種別の内訳をみると、役務契約 249 件 (15.2 億円) 及び物品購入等 151 件 (10.1 億円) が件数、金額ともに占める割合が高く、主なものは研究用機器の試作や保守契約、分析用機器の購入契約等であった。これは特

殊な研究用機器に係る購入及び保守等の契約が多いため、応札可能者が限られていたことが要因と考えられる。

平成 28 年度の一者応札・応募の類型は、以下のとおりである。

()内は前年度

- ① 役務（試作・機器保守等） 249 件 15.2 億円(241 件 12.3 億円)
- ② 物品購入契約（機器購入・消耗品）
151 件 10.1 億円(149 件 9.9 億円)
- ③ その他(工事等) 10 件 7.8 億円(23 件 4.9 億円)

表 2 平成 28 年度の農研機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	627 (60.3%)	621 (60.2%)	△6(△1.0%)
	金額	140 (82.4%)	133 (80.1%)	△7(△5.0%)
1 者以下	件数	413 (39.7%)	410 (39.8%)	△3(△0.7%)
	金額	30 (17.6%)	33 (19.9%)	3(10.0%)
合計	件数	1,040 (100%)	1,031 (100%)	△9(△0.9%)
	金額	170 (100%)	166 (100%)	△4(△2.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度比である。

(注 4) 表 1 の競争入札等の件数、金額と表 2 の合計との差は、不落随意契約の件数と金額である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の改善について引き続き重点的に取り組むとともに、物品及び役務の調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケートのほか、電話等によるヒアリングを実施し、引き続き改善を図る。

また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配布や他機関へ入札公告の掲示を依頼し周知の強化を図るなど、入札等に参加しやすい環境を整える。

【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

（2）研究開発用に係る物品及び役務の調達

- ① 研究用機器等に係る物品及び役務の調達については競争性の確保を原則としつつも、随意契約が妥当な案件については、農研機構の随意契約基準に該当しないか点検した上で随意契約に移行し、公正性・透明性を確保しつつ、迅速かつ効果的な調達となるよう合理的な調達を実施する。

【適正かつ合理的な調達方法の実施】

- ② 農研機構単独で契約を行っていた試薬及び研究用消耗品に係る単価契約について、平成29年度から他法人との共同調達を行うこととし、契約品目の拡大を行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。

【試薬及び研究用消耗品の単価契約の品目拡大による業務効率化：数値目標 200品目以上拡大】

- ③ 短期間での納入が必要な研究開発用物品については、調達に要する時間の短縮に向けて、研究職員を交えた意見交換の場を設け、迅速な調達方法の検討を進める。

【迅速な調達方法の検討・導入】

(3) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

一般的な物品及び役務の調達について、トータル的な調達コストの削減を図るために、平成 29 年度においても、引き続き一括調達、共同調達の取組を推進することで、公平性・透明性を確保しつつ経済的で合理的な調達を目指す。

つくば地区においては、これまでもパソコン、コピー用紙、トイレットペーパー等、他法人との共同調達を推進してきたところであるが、引き続き、更なる共同調達品目の拡大を図る。

地域ブロックにおける燃料類の一括調達又は共同調達について、品目を拡大し、トータル的な調達手続きに要する時間の短縮（物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達）、調達金額の節減を図る。

【一括調達等品目拡大による調達手続きに要する時間および調達金額の節減：数値目標 1 品目以上拡大】

(4) つくば管理センター調達担当者会議

調達担当者を集めて、法人統合による一括調達の効率的な運用や改善のため会議を定期的で開催し、業務効率の向上のため担当者間で情報を共有することにより職員のスキルアップを図る。

【調達職員のスキルアップの取組：会議開催回数 6 回以上】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上）については、事前に法人内に設置している随意契約審査委員会にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【随意契約に係る随意契約審査委員会における事前審査実施率：数値目標 100%】

(2) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組

① 不適正な経理処理の再発防止に向け、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化等の取組について、役職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施：数値目標参加率原則 100%】

② 発注や契約にあたっては、アクセス権限などが明確な新会計システムを活用することで不適正な経理処理を防止するとともに、検収に関しては、つくば管理センター検収チームによる一元化した検収を行い適正な事務処理を徹底する。また、研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等が一目でわかるハンドブックを利用し職員に周知徹底を図る。

【業務の適正な事務処理の徹底】

③ 内部監査において、物品等の納品が確実に行われているかについての監査を強化する。さらに、契約取引の多い業者に対して会計帳簿等の提供を求め、不審点があれば業者に対して臨時監査を実施する。

【不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹底（強化）】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 検討・点検体制

（１）検討体制

本計画に定める各事項を適切に実施するため、理事（総務担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を置き、本計画の進捗状況、取組結果、自己評価結果等を踏まえ、本計画の改定を行うものとする。

総括責任者：理事（総務担当）

副総括責任者：総務部長

委員：総務課長、財務課長、監査室長、中央農業研究センター総務部長

その他総括責任者が指名する者

（２）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、農研機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。